○○会 会則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、○○会(以下「本会」という。)と称する。

（事務所）

第 2 条 本会の事務所は、○○○○に置く。

（目的）

第 3 条 本会は、○○を通じて、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)○○の活動

(2)会員の親睦のための行事

(3)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

（会員）

第 5 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の手続きにより入会した者とする。

（入会）

第 6 条 入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

（退会）

第 7 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

（会費）

第 8 条 会員は、年額○,○○○円の会費を、毎年○月末日までに納めるものとする。既に納めた会費は、返還しない。

第 3 章 役員

（役員）

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

(1)会長 1 名

(2)副会長 1 名

(3)会計 1 名

(4)会計監査 1 名

（役員の選任）

第 10 条 役員は、総会において会員の中から選任する。

（役員の職務）

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。会計は本会の会計事務を行う。会計監査は本会の会計を監査し、総会に報告する。

（任期）

第 12 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 会議

（総会）

第 13 条 総会は、毎年〇月に会長が招集する。会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

（議決）

第 14 条 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

（議決事項）

第 15 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)事業計画及び予算

(2)事業報告及び決算

(3)役員の選任

(4)会則の変更

第 5 章 会計

（会計年度）

第 16 条 本会の会計年度は、毎年〇月 1 日に始まり、翌年〇月末日に終わる。

（経費）

第 17 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

附則

この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。